

人事行政の運営等の状況

平成27年3月
橋本市

橋本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

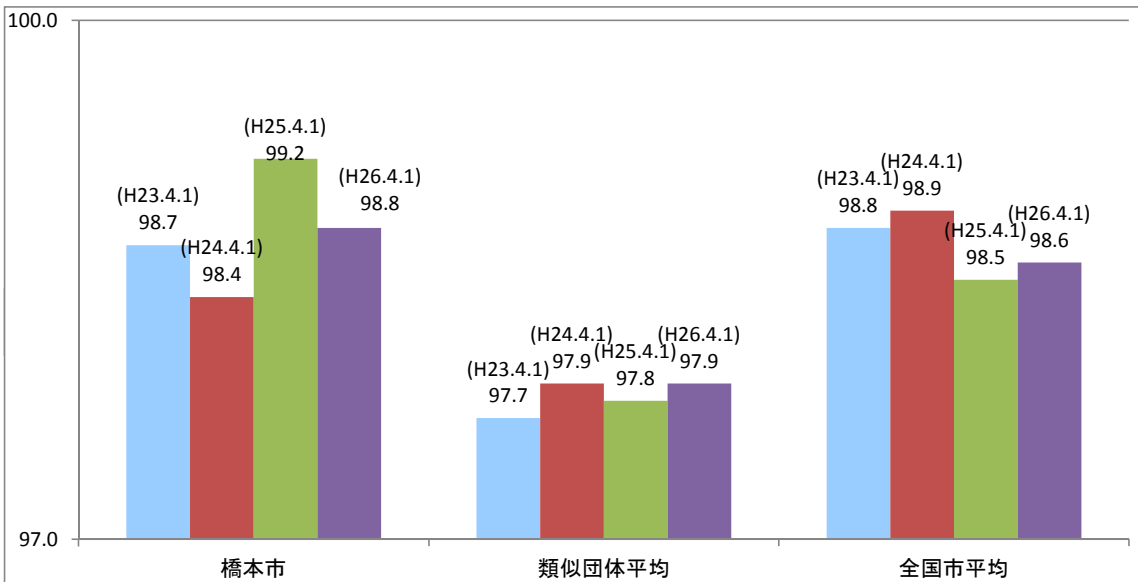
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 66,338	千円 25,889,094	千円 315,219	千円 5,212,587	% 20.1%	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
25年度	人 538	千円 2,016,421	千円 492,051	千円 771,283	千円 3,279,755	千円 6,096	千円 5,815	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成26年4月1日現在)

98.8

(注) H26.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
 ※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ 若年層については、引下げなし 高齢層については、最大4%程度の引下げ 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の現給保障を実施 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

② 地域手当の見直し

支給割合	国基準6%に対し、橋本市においても6%を支給
実施時期	平成27年4月1日より段階的に引上げ、平成30年4月までに6%まで引き上げる 平成27年4月1日より1%引上げ、4%とする

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年4月1日よりの支給割合	見直し後の支給割合 (平成30年4月1日)
国基準による支給割合	3%	4%	6%
橋本市の支給割合	3%	4%	6%

③ その他の見直し

- ・ 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）
- ・ 行政職給料表6級以上で55歳超職員の給料1.5%減額支給措置の廃止（平成30年3月31日実施）

(5) 特記事項

(給与減額の状況)

- ・ 平成25年度は以下のとおり給与減額を行いました。

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間または減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 特別職 10%減額 一般職 3～7%減額	(手当) 特別職の12月支給期末勤勉手当 10%減額 一般職の12月支給期末勤勉手当 3.1%減額 一般職の管理職手当 10%減額

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
橋本市	42.5 歳	324,244 円	408,240 円	358,930 円
和歌山県	42.7 歳	333,440 円	408,742 円	367,675 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
橋本市	47.8 歳	46 人	356,147 円	387,661 円	378,083 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	48.9 歳	19 人	370,035 円	404,264 円	398,469 円	廃棄物処理従事員	44.7 歳	288,100 円	1.40
うち 調理員	47.0 歳	17 人	340,505 円	372,518 円	357,412 円	調理士	45.9 歳	232,200 円	1.60
うち 学校給食員	40.7 歳	4 人	313,750 円	343,600 円	329,550 円	—	— 歳	— 円	—
うち 校務員	47.5 歳	7 人	352,485 円	371,486 円	368,286 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.86
うち 自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 電話交換手	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち 施設等管理職員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
和歌山県	51.7 歳	220 人	328,845 円	369,822 円	348,375 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
橋本市	—	—	—
うち 清掃職員	5,851,168 円	3,939,100 円	1.49
うち 調理員	5,470,216 円	3,127,700 円	1.75
うち 学校給食員	5,123,200 円	— 円	—
うち 校務員	5,757,832 円	2,747,000 円	2.1
うち 自動車運転手	— 円	— 円	—
うち 電話交換手	— 円	— 円	—
うち 施設等管理職員	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※個人情報保護の観点から、職員数が1人及び2人の項目は省略しています。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	48.3 歳	367,592 円	405,819 円
和歌山県	45.1 歳	375,589 円	415,392 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	35.9 歳	281,785 円	355,981 円	315,206 円
和歌山県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.5 歳	296,577 円	367,699 円	329,262 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベースで(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	141,900 円	—
	中学卒	—	129,200 円	—
教育職	大学卒	172,200 円	199,700 円	—
	高校卒	—	—	—
消防職	大学卒	178,800 円	—	—
	高校卒	144,500 円	—	—

平成26年度の人事院勧告による改定前の給料月額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,200 円	357,000 円	380,200 円	392,900 円
	高校卒	207,000 円	303,800 円	357,000 円	380,200 円
技能労務職	高校卒	207,000 円	303,800 円	357,000 円	380,200 円
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	252,200 円	357,000 円	380,200 円	392,900 円
	高校卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	260,100 円	363,800 円	382,900 円	395,400 円
	高校卒	214,600 円	312,100 円	363,800 円	382,900 円

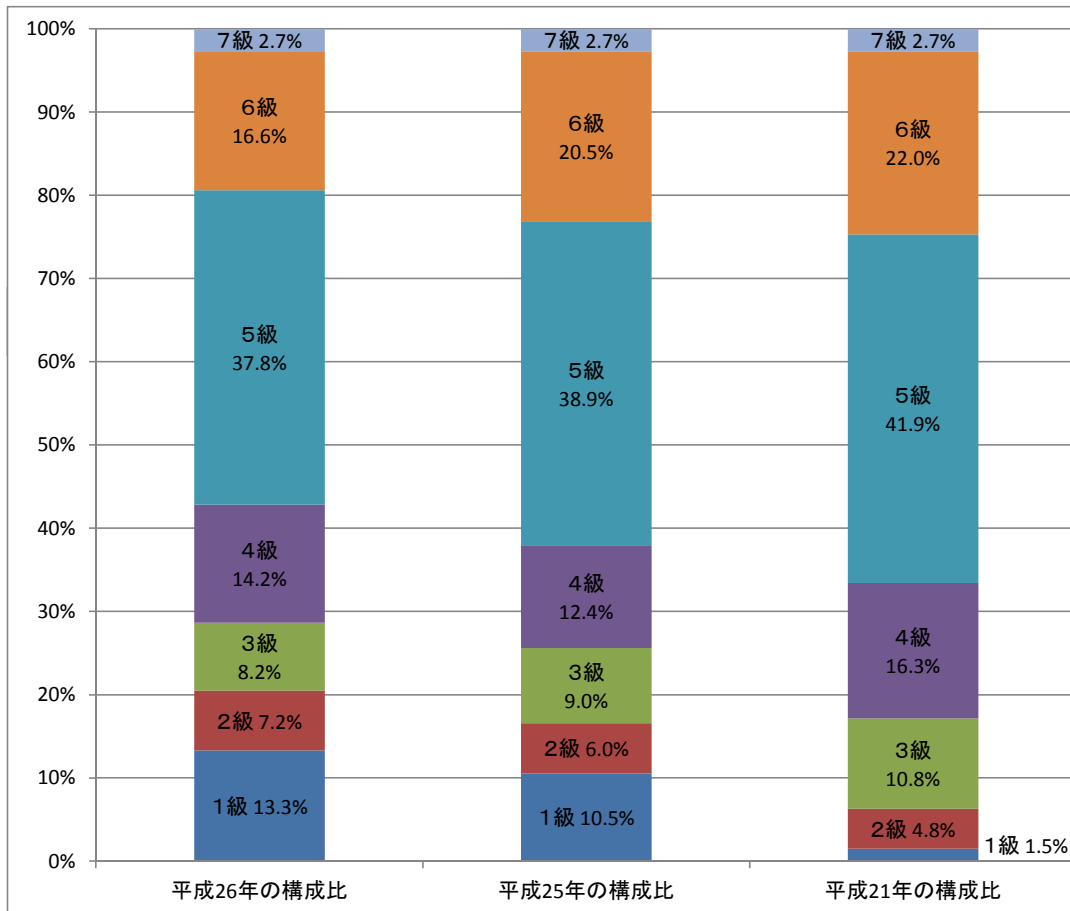
平成26年度の人事院勧告による改定前の給料月額です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	44 人	13.3 %	135,600 円	243,700 円
2 級	副 主 査	24 人	7.2 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主 査	27 人	8.2 %	222,900 円	354,700 円
4 級	係 長	47 人	14.2 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課 長 補 佐	125 人	37.8 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課 長	55 人	16.6 %	320,600 円	422,600 円
7 級	部 長	9 人	2.7 %	366,200 円	456,200 円

- (注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 平成26年度の人事院勧告による改定前の給料月額です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人材育成を目的とした評価制度の構築中であり、昇給への勤務成績の反映は制度確立後、導入について検討する予定です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

橋本市		和歌山県		国	
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,433 千円		1人当たり平均支給額 1,549 千円		—	
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成21年度から管理職を対象として導入し、評価結果を反映しています。管理職以外については、現在、人材育成を目的とした評価制度の構築中です。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

橋本市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%)		
1人当たり平均支給額	9,359 千円	24,701 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		69,399 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		119,243 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
橋本市	3 %	582 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.8 (98.8)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		10,627	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		103,177	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度決算)		17.7	%	
手当の種類 (手当数)		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	市税の徴収事務に専ら従事する職員	市税徴収事務	495 千円	月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	0 千円	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカー業務	216 千円	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	2,820 千円	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	0 千円	1件 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理をした職員	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理業務	320 千円	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	697 千円	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	3,247 千円	1回 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	605 千円	1回 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	1,131 千円	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救急救命士の業務	1,096 千円	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	0 千円	月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	214,072 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	448 千円
支給実績 (平成24年度決算)	193,129 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	407 千円

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円(配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳となる年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		74,025 千円	235,748 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		13,703 千円	311,440 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額(原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額)に応じ55,000円を限度として支給	同じ		25,225 千円	52,772 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		55,122 千円	535,170 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		4,280 千円	93,046 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円(年末年始(12月29日～翌年1月3日)に勤務した場合は3,000円を加算した額)を支給	異なる	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	801,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 440,000 円
	副市長	722,000 円 (— 円)	830,000 円 / 375,000 円
報酬	議長	520,000 円 (— 円)	698,000 円 / 310,000 円
	副議長	470,000 円 (— 円)	620,000 円 / 245,000 円
	議員	440,000 円 (— 円)	560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分	
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 3.95 月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 801,000円 × 在職月数 × 44/100 722,000円 × 在職月数 × 30/100	(1期の手当額) (支給時期) 16,917,120円 任期毎 10,396,800円 任期毎
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

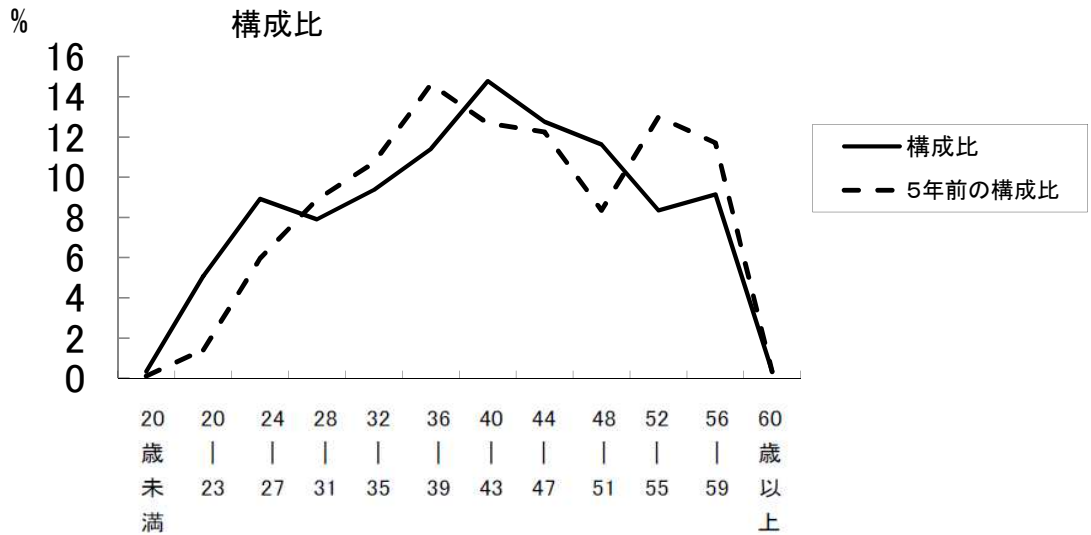
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
普通会計部門	議 会	5	5	—	
	総 務	95	97	-2	退職者の不補充による
	税 務	34	34	—	
	民 生	106	112	-6	退職者の不補充による
	衛 生	48	48	—	
	労 働	—	—	—	
	農 林 水 産	28	29	-1	退職者不補充による
	商 工	12	12	—	
	土 木	59	62	-3	事務の統廃合縮小による
	計	387	399	-12	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)
	教育部門	68	73	-5	転任及び退職者不補充による
	消防部門	66	66	—	
	小 計	521	538	-17	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)
公営企業等会計部門	病 院	296	287	9	新病棟開設に伴う増員
	水 道	26	27	-1	退職者不補充による
	下 水 道	17	18	-1	退職者不補充による
	そ の 他	26	25	1	業務量の増加による
	小 計	365	357	8	
合 計		886	895	-9	<参考> 人口1万人当たり職員数 133.56 人
		[1,081]	[1,081]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	3人	45人	79人	70人	83人	101人	131人	113人	103人	74人	81人	3人	886人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	434	415	408	400	399	387	△ 47 (△ 12.1 %)
教育	87	87	84	80	73	68	△ 19 (△ 27.9 %)
消防	55	59	64	65	66	66	11 (16.7 %)
普通会計	576	561	556	545	538	521	△ 55 (△ 10.6 %)
公営企業等会計	347	341	355	346	357	365	18 (4.9 %)
総合計	923	902	911	891	895	886	△ 37 (△ 4.2 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年について合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 1,419,295	千円 8,132	千円 181,058	% 12.8	% 11.8

区分	職員数	給与費				一人当たり	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
25年度	人 23	千円 100,976	千円 12,514	千円 37,557	千円 151,047	千円 6,567	

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

一般行政職と同様。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.7 歳	342,485 円	552,979 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,633 千円		1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,433 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	9,359 千円	24,701 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		3,031 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		126,311 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市	3 %	24 人	3 %

エ 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

水道事業に係る特殊勤務手当については、平成20年4月1日より全廃しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	8,391 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	350 千円
支給実績 (平成24年度決算)	6,143 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	323 千円

カ その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		3,419 千円	244,214 円
住居手当	家賃が12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度として支給	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額 (原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額) に応じ55,000円を限度として支給	同じ		1,020 千円	51,000 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		3,102 千円	620,399 円

管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円（年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給	同じ		— 千円	— 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 6,480,209	千円 △ 345,242	千円 3,173,642	% 49.0	% 49.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤労手当	計 B	
25年度	人 290	千円 1,136,616	千円 609,116	千円 423,195	千円 2,168,927	千円 7,479

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,718

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

一般行政職と同様。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	38.6 歳	326,709 円	501,251 円
団 体 平 均	40.3 歳	320,356 円	558,020 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

病院事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額 (平成25年度)				1人当たり平均支給額 (平成25年度)			
1,501 千円				1,433 千円			
(平成25年度支給割合)				(平成25年度支給割合)			
期末手当		勤労手当		期末手当		勤労手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
() 月分		() 月分		(1.45) 月分		(0.65) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

病院事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2~20%)			定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
1人当たり平均支給額	2,802 千円	20,790 千円	1人当たり平均支給額	9,359 千円	24,701 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		60,402 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		204,061 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市 (医師・歯科医師以外)	3 %	252 人	3 %
橋本市 (医師・歯科医師)	12 %	44 人	

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
橋本市 (医師・歯科医師以外)	未定	未定
橋本市 (医師・歯科医師)	未定	未定

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げました。

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	196,551 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	664,026 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	87.5 %
手当の種類 (手当数)	17

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師、歯科医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	112,253 千円	①月額 医師、歯科医師免許取得後 3年以上5年未満 50,000円 5年以上10年未満 70,000円 10年以上15年未満 100,000円 15年以上20年未満 120,000円 20年以上 150,000円 ②入院診療報酬月額等に1000分の2を乗じて得た金額
看護師手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の業務	7,740 千円	月額 3,800円
助産師手当	助産師	分娩業務に従事する助産師	3,020 千円	月額 20,000円
放射線技師手当	放射線技師	診療放射線技師の業務	840 千円	月額 7,000円
臨床検査技師手当	臨床検査技師	臨床検査技師の業務	581 千円	月額 4,500円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の業務	240 千円	月額 2,000円
臨床工学技士手当	臨床工学技士	臨床工学技士の業務	72 千円	月額 2,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の夜間業務	32,323 千円	①深夜における勤務時間が4時間以上の場合1回につき 2,400円 ②深夜における勤務時間が4時間以内の場合1回につき2,200円
院内待機手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の院内における待機業務	0 千円	1回につき 3,000円
夜間救急医療呼出手当	医師、その他	夜間において救急医療のため呼出を受けたとき	6,662 千円	1回につき 2,000円
病院群輪番制待機手当	医師、看護師	病院群輪番制による待機業務	4,110 千円	1回につき 土曜日の昼間 3,000円 土曜日の夜間、日曜日及び休日の昼夜 6,000円
院外待機手当	医師、その他	院外における待機業務	2,502 千円	1回につき 土曜日・日曜日・休日の昼夜、平日の夜間 1,000円 (医師)、500円 (その他)
分娩手当	産婦人科医師	分娩業務	2,990 千円	分娩1件につき10,000円
小児輪番手当	小児科医師	あんしん子育て事業	520 千円	あんしん子育て事業実施1回につき10,000円
麻酔手当	全身麻酔を行った麻酔科以外の医師	全身麻酔を行った手術	1,440 千円	1回につき 10,000円
救急診療手当	医師	救急で診察した患者が入院に至った場合	14,740 千円	1回につき 10,000円
予防接種手当	小児科医師	橋本市の小児科予防接種業務	534 千円	1回につき 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	134,009 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	523 千円
支給実績（平成24年度決算）	128,184 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	519 千円

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円（配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		28,468 千円	218,988 円
住居手当	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限る）家賃の額に応じて27,000円（医師・歯科医師については50,000円）を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円を支給、以後支給なし	同じ		20,827 千円	371,908 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額（原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額）に応じ55,000円を限度として支給	同じ		20,444 千円	80,805 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		26,401 千円	676,959 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		23,773 千円	178,741 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		0 千円	0 円

<p>宿日直手当</p>	<p>宿直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員1回につき5,900円、その他の職員 1回につき4,200円 日直勤務をした場合 医師 1回につき20,000円、医師以外の医療従事職員 1回につき7,200円、看護部管理当直職員 1回につき5,900円、その他の職員 1回につき4,200円 ただし、年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>1回につき4,200円 （年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給</p>	<p>37,131 千円</p>	<p>495,077 円</p>
<p>研究手当</p>	<p>給料の支給を受ける医師、歯科医師に対し支給 医師、歯科医師免許を取得した日から起算した期間に応じ、それぞれ次の金額を支給 10年未満 40,000円、10年以上15年未満 60,000円、15年以上 80,000円 ただし、認定医の資格有する者にあつては、上記金額に20,000円を加算した額</p>	<p>異なる</p>	<p>制度なし</p>	<p>42,580 千円</p>	<p>967,727 円</p>

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年時有給休暇の取得状況（平成25年1月1日~平成25年12月31日）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (d)	消化率 (b)/(a)
35,039 日	8,351 日	952 人	8.8 日	23.8 %

(3) 特別休暇等の種類（平成26年4月1日現在）

種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	5日以内
職員の結婚	7日以内
妊娠・産後の保健指導等	必要と認められる期間
産前産後	出産予定日前6週間から産後8週間の必要であると認められる期間
生理	必要と認められる期間
育児期間	1日2回45分以内又は1日1回1時間30分以内
妻の出産に伴う付き添い	2日以内
子の養育	5日以内
子の看護	5日以内
父母の祭日	1日以内
忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
夏季	5日以内で必要と認められる期間
リフレッシュ	勤続10年1日、20年2日、30年3日
天災被害	7日以内
出勤困難	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得者数（平成25年度）

区分	男性	女性	計
介護休暇取得者数	1	4	5

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成25年度）

	降任	免職	休職	降給	失職
勤務成績が良くない場合					
心身の故障の場合			10		
職に必要な適格性を欠く場合					
職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					
地公法第28条第4項により失職した者					
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者					

(2) 懲戒処分者数（平成25年度）

	免職	停職	減給	戒告
給与・任用に関する不正（諸給与の不正領得等）				
一般服務違反関係（信用失墜行為・欠勤・勤務態度の不良等）				
一般非行関係（金銭・異性関係等の非行等）				
取賄等関係				
道路交通法違反	1			
監督責任				

10 職員のサービスの状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成25年度）

区分	男性	女性	計
育児休業取得者数		29	29
部分休業取得者数		2	2

(2) 健康診断実施状況（平成25年度）

区分	受診者数
定期健康診断	820
B型肝炎検査	242
腸内細菌検査	123

1.1 職員の福祉及び利益の保護の制度

(1) 職員互助会の事業内容（平成25年度）

会員数	907 人
掛金	10,763 千円
掛金率	1,000 円/月・一人
補助金	0 円
福利厚生事業 (補助金充当事業)	・ 体育・文化事業（スポーツ大会、バスツアー等の開催、文化公演等のチケット購入助成など） ・ 健康維持増進事業（人間ドック受診料の一部助成など） ・ 団体助成事業（認定団体への助成及び補助）
職員互助事業	・ 給付事業（死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、災害見舞金、傷病見舞金、上棟祝金及び退職餞別金の給付等）

(2) 公務災害・通勤災害の認定件数（平成25年度）

区分	件数
公務災害	5
通勤災害	3

(3) 研修状況（平成25年度）

種別	研修名等	受講者数
市研修	人権研修	975
	基本研修	565
	新規採用職員研修	23
	所属長研修	64
	課長補佐研修	55
県研修協議会研修	一般研修（一般職員研修、監督者研修、管理者研修等）	113
	専門研修（パソコン研修、政策形成能力向上研修、ビジネス文書基礎等）	93
	特別研修（幹部職員特別研修等）	3
国際文化研修所研修		8
中央研修所研修		2
全国建設研修センター		0

(4) 公平委員会に係る業務の内容（平成25年度）

区分	認定件数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立	0